

4 教参学第20号  
令和5年3月28日

各都道府県教育委員会担当課長  
各指定都市教育委員会担当課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各国公立大学法人担当課長  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長  
大学又は高等専門学校を設置する  
各地方公共団体担当課長  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長  
大学を設置する各学校設置会社担当課長  
大学及び高等専門学校を設置する公立学校法人を  
設立する各地方公共団体担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
公益社団法人日本PTA全国協議会  
一般社団法人全国高等学校PTA連合会  
全国国立大学附属学校PTA連合会

殿

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習安全課長  
安里 賀奈子

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長  
神山 弘

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長  
後藤 教至

文部科学省初等中等教育局教育課程課長  
常盤木 祐一

文部科学省高等教育局大学教育・入試課長  
古田 和之

文部科学省高等教育局学生支援課長  
藤吉 尚之

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更について（依頼）

日頃より消費者教育の推進に当たり御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

今般、「消費者教育の推進に関する法律」に基づき「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」と言う。）を変更いたしました。今期基本方針は、令和5年度から令和11年度の7年間<sup>1</sup>を対象としております。

については、貴職においても、これらを指針として、特に教育に関する取組については下記の事項について留意の上、地域特性に応じた手法や内容に応じて消費者教育に係る取組を実施し、消費者一人一人に対して、あまねく消費者教育の機会を提供していただくとともに、基本方針等の趣旨を御理解いただき、積極的な推進に御尽力をお願い申し上げます。

また、都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校（以下、「高等学校等」という。）、所管の社会教育施設、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校（以下、「小学校等」という。）、所管の社会教育施設に対して、都道府県におかれては所轄の学校法人及び小学校等、所管の社会教育施設に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する大学（短期大学及び大学院を含む。以下、同じ。）及び小学校等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学、高等専門学校及び幼稚園等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対して、本件について周知をお願いします。公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会及び全国国立大学附属学校PTA連合会におかれましては貴管下の団体や会員である保護者の方々等に対して、本件について御協力を呼び掛けていただきますようお願い申し上げます。

なお、本件については、消費者庁消費者教育推進課より、都道府県消費者行政担当課長及び政令指定都市消費者行政担当課長宛に依頼されています。

## 記

### 1. 様々な場における消費者教育の推進

#### (1) 学校

##### (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等における消費者教育の推進)

- ・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を行うこと。その際、現に発生している消費者問題に精通し、専門的知識を有する消費生活相談員や弁護士、司法書士等の実務経験者等を外部講師として活用することが期待される。
- ・GIGA スクール構想やデジタル教科書の導入が進められていることも踏まえて消費者教育関係省庁作成の教材等を活用することも期待される。
- ・様々な教育課題を「消費者の視点」で捉え直し、教科等横断的な教育内容として実践することが期待される。
- ・以上のことなどを通じて、各学校において、教育活動の全体を通じて、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育を推進されることが期待される。なお、高等学校においては、成年年齢の引下げにより成年と未成年が混在することとなったことを踏まえて取り組むことが必要である。

---

<sup>1</sup> 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、消費者基本計画との対象期間を一致させるため、今期基本方針に限り7年間としています。

### (大学・専門学校等における消費者教育の推進)

- ・消費者教育関係省庁が提供する取組事例や課題等の情報を踏まえ、各大学等で、その個性・特色や学問分野、自主的に定める教育課程を踏まえつつ、教職員の共通理解を図った上で、学生等一人一人の状況にも留意して、消費者教育を展開することが期待される。
- ・コロナ禍では、通学日数が減少し、友人と接する機会が減少するなど、孤独・孤立の状態に至る学生がみられ、それに付け込むといった悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくなく、学生からの相談に対応するほかにも、学生に対し、契約を含む各種の消費生活や消費者問題に関する情報や、不安をあおって契約させる商法(就職セミナー商法、靈感商法等)、マルチ商法、安易なもうけ話等、消費者被害に遭いやすい類型・手法の知識等を積極的に提供する機会を拡大していくことが求められる。
- ・消費者教育関係省庁が提供する消費者問題に関する情報提供及び注意喚起、ポスターや動画等の啓発資材を活用し、学生に対しては、例えば、入学時のガイダンスや学生相談室・キャリア支援室等で、契約に関する知識やトラブル対処方法等についての啓発活動が充実されることが期待される。

## (2) 地域社会

### (社会教育施設や各種コミュニティを活用した消費者教育)

- ・公民館、図書館を始めとする社会教育施設は、地域の人々に身近な学習や交流の場として、消費者問題に関する普及・啓発を実施するなど大きな役割を果たしており、地域における消費者教育の充実のため、これらの取組を一層推進していくことが求められる。
- ・消費者の属性に応じた各種コミュニティ、例えば、自治会、PTA、子育てサークル、老人クラブ、多文化共生支援団体等を活用した消費者教育の取組が期待される。

## (3) 家庭

- ・家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、消費者市民社会に参画するための基礎的な資質や能力を育む場の一つと考えられ、そうした力を身に付けた上で、金銭や物を大切に扱うことについての意識を子供に身に付けさせるために、子供に対して保護者(親など)が小遣いの与え方を考え、買物を手伝わせることなどを行っていくことが望ましい。
- ・スマートフォンやインターネット等の使い方について、家族で考え、家庭でのルール作りを行うことも重要であり、特に未成年者について、親権に基づき、保護者が責任を持って監督する意識を持つことが望ましい。

## 2. 消費者教育の人材(担い手)の育成・活用

### (1) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員

- ・学校の教職員は、学習指導要領を確実に教育現場に反映させるとともに、児童生徒が知識を得るのみではなく、日常生活の中でそれを実施することができる重要な能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者となるためには、教職員の指導力の向上を図ることが必要である。
- ・教員養成課程の実施主体である大学や、現職教員研修等の実施主体である教育委員会等においては、消費者教育の重要性を理解し、研修等に消費者教育に関する内容を積極的に取り入れることが求められる。

## (2) 大学等における教職員

- ・大学等における学生の生活支援を行う担当部局等においては、適切な対応等ができるよう、地方公共団体（消費者行政担当部局や消費生活センター等）や関係団体との連携の枠組みを構築することも重要である。また、連携を進めるに当たっては、消費者教育推進地域協議会へ参画することが望ましい。

## (3) 担い手育成拠点としての国民生活センター・消費生活センター，社会教育施設等

- ・消費者教育の拠点としての活用が期待できる公民館等の社会教育施設についても、消費生活センター等との連携により、地域の消費者教育の担い手を育成する場としても活用することが期待される。

今後とも消費者教育の一層の推進に向け、消費者行政担当部局、消費者生活センター及び消費者関係団体等と連携し取組を進めていただくとともに、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(別添資料)

- 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(変更概要)
- 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成 25 年 6 月 28 日閣議決定 (令和 5 年 3 月 28 日変更))

### 【本件連絡先】

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
消費者教育推進係

連絡先 03-5253-4111 (内線 3462, 2260)